

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3147号)

令和7年1月27日

横情審答申第3147号

令和7年1月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年8月18日教南総第212号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる人事的措置の施行文」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 児童の行動及び心情に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

イ 児童の在籍する学級の学習内容に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

(2) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分に当たらない措置は、職員を指導監督し職務の適正化を図るために行うものであるから、当該措置に係る被処分者の職名、氏名及び処分量定は、人事管理に属する情報であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、本

号エに該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考え。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について

実施機関では、教職員に非違行為又は義務違反行為があった場合、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会の審査の結果を踏まえて、懲戒処分又は人事的措置（一般的監督権に基づいて当該職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める措置）を行うか否か及びその内容について決定する。

当該審査の資料となる処分案は、当該教職員の勤務地を管轄する学校教育事務所の教育総務課が、事実確認を行った上で作成する。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案（以下「本件事案」という。）に係る人事的措置（以下「本件措置」という。）について、その対象者2名それぞれを指導するための施行文2通であり、本件措置の内容、当該対象者の職名及び氏名、本件事案の概要、判断理由等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1で示す非開示部分1及び非開示部分2を旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分3から非開示部分7までを同項第6号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分 1、非開示部分 5 及び非開示部分 7 について

非開示部分 1 には本件事案発生時の授業内容が、非開示部分 5 には本件事案において体罰を行った教諭（以下「本件教諭」という。）の氏名が、非開示部分 7 にはその職種が記載されている。

体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならない、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件事案において体罰を受けた児童（以下「本件児童」という。）を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分 1、非開示部分 5 及び非開示部分 7 は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、非開示部分 5 及び非開示部分 7 について、実施機関は旧条例第 7 条第 2 項第 6 号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

ウ 非開示部分 2 について

非開示部分 2 には、本件事案が発生した際の本件児童の行動が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することが

できるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

エ 非開示部分 6 について

非開示部分 6 には、本件教諭以外の本件措置の対象者の職名及び氏名が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、教職員が人事的措置の対象となったことは、公表されないので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アに該当しないし、職務の遂行に係る情報ともいえないので、本号ただし書ウにも該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。

なお、非開示部分 6 について、実施機関は旧条例第 7 条第 2 項第 6 号エに該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号エについて判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(5) 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある行政文書については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分 3 及び非開示部分 4 について

非開示部分 3 には本件措置の内容が、非開示部分 4 には本件教諭の職名が記載されている。これらの記載は、公にすることにより、実施機関の懲戒処分及び人事的措置に係る判断の傾向が予測され、その結果、適切に監督権を行使することができず、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表 2 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件事案発生時の授業内容
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
旧条例第7条第2項第6号エ	非開示部分3	本件措置の内容に係る記載
	非開示部分4	本件教諭の職名
	非開示部分5	本件教諭の氏名
	非開示部分6	本件教諭以外に本件措置の対象となった教諭の職名及び氏名
	非開示部分7	本件教諭の職種

別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分2	本件審査請求文書のうち本件教諭に係るもの 6行目19文字目から28文字目まで及び7行目16文字目から20文字目まで
	本件審査請求文書のうち本件教諭以外の教諭に係るもの 8行目10文字目から19文字目まで及び9行目7文字目から11文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年8月18日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年10月28日 (第450回第二部会)	・審議
令和6年11月25日 (第451回第二部会)	・審議
令和6年12月23日 (第452回第二部会)	・審議